令和８年度　美馬市移住者向けリフォーム支援事業補助金　募集要項

第１　事業の目的

本事業は、空き家住宅の利活用によって地域の活性化に資するために、空き家住宅のリフォーム工事を行う移住者を対象に、補助金を交付することにより移住・定住の促進を図ることを目的とします。

第２　補助金の概要

（１）事業の種類

「美馬市移住者向けリフォーム支援事業補助金交付要綱」に基づき、次の事業を実施します。

移住者向けリフォーム支援事業

移住者が、「美馬市空き家バンク」登録物件に自ら居住するために行う空き家住宅のリフォーム工事に要する費用の一部について補助します。

〇対象者

次のいずれにも該当する方を対象者とします。

・市内に住所を有していない方又は市内に住所を有して１年を経過しない方
・市外に５年以上居住している方又は市内に住所を有する前に市外に５年以上居住していた方
・当該補助金の交付を受けたことがない方

※なお、実績報告時（工事完了後）には、美馬市に住民登録されていることが条件です。

〇対象経費

移住者が「美馬市空き家バンク」登録物件に居住するために行うリフォーム工事に要する経費（市内の建設業者等が施工するものに限る。）を対象とします。

〇補助対象要件

次に掲げる事項の全てに該当するものとします。

・移住者が自ら居住するために行う住宅のリフォーム工事※であるもの。
（併用住宅については、居住に要する部分に限る。）
・リフォーム工事後の住宅に玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えているもの。

〇補助率及び補助額

【補助率】対象経費の３分の２　【補助額】４０万円以内
（補助金の額に１,０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

※リフォーム工事　住宅の居住に要する機能向上のために行う修繕、模様替え、改造及び設備改善をいう。

（２）補助対象経費の例

内装工事	・床、壁及び天井の断熱材新設・取替え ・段差の解消工事・改修工事 ・玄関式台の改修 ・室内・階段の手すり取付 ・床仕上げ材の取替え・補修 ・畳の取替え・表替え ・壁・天井の貼替え ・室の和洋間の模様替え ・間取りの改修
外装工事	・塗替え・塗装の新設 ・外壁の張替え・塗替え・補修 ・外壁下地補修・取替え
屋根工事	・屋根材の葺替え・塗替え ・屋根の下地材の補修・取替え ・バルコニー床に防水新設・既設改修 ・横樋・竪樋の取替え・修繕
トイレ	・洋式便器の取替え ・和式トイレから洋式トイレへの改修 ・水洗トイレへの改修・変更 ・手すりの設置
台所工事	・システムキッチンの設置・取替え ・流し台・換気扇の新設・取替え
浴室・洗面室工事	・浴槽の設置・取替え ・床・壁・天井の仕上げ材の取替え・補修 ・換気扇の取替え ・洗面化粧台の設置・取替え
建具・開口部工事	・強化ガラス・複層ガラスへ入替え ・内窓の設置
基礎・土台工事	・基礎・土台の補修・修繕・取替え ・土台等の補修・取替えを含むシロアリ駆除
建具・開口部工事	・雨戸・サッシ・建具の取替え ・障子・ふすまの貼替え
その他の住宅設備工事	・太陽光発電システムの設置 ・床暖房の設置 ・コンクリートブロック塀等の撤去 ・補助対象工事に伴う給排水整備工事 ・下水道接続工事

（３）補助対象外となる経費の例

・土地の購入に係る経費
・外構工事に係る経費
・備品の購入に係る経費
・他の補助制度による補助を受けた経費
・前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められない経費
・空き家住宅の荷物整理、運搬及び処分のみに要する経費
・上記に掲げるもののほか、補助対象工事と認められない工事等に係る経費

第３　申請方法

（１）事業の申請期間

令和８年４月１日から令和９年２月２６日まで（予定）

※年度末で事業が完了するものを対象とします。

（２）補助金の申請手続

手順概要	備　考
１．補助金交付申請書の提出 （　申請者　→　市　） ↓	
２．補助金交付決定指令書の受理 （　市　→　申請者　） ↓	この通知を受けて着工できます。
３．工事着工 ↓	
４．工事完了 ↓	
５．実績報告書の提出 （　申請者　→　市　） ↓	工事完了の日から３０日以内に提出してください。
６．補助金交付確定通知書の受理 （　市　→　申請者　） ↓	必要に応じて市担当者による現地確認を行います。
７．補助金交付請求書の提出 （　申請者　→　市　） ↓	
８．補助金の交付	

（３）提出書類

提出時期	書　類
申請時	・補助金交付申請書（様式第１号） ・事業計画書（様式第２号） ・建物の所有者が確認できる書類 ・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの） ・建物の全景写真及び工事予定箇所の現況写真 ・図面（施行箇所が確認できるもの） ・世帯全員の完納証明書 ・住宅の売買契約書又は賃貸借契約書 ・誓約書（様式第２号の２） ・その他必要に応じて必要と認める書類
実績報告時	・補助金実績報告書（様式第１４号） ・工事代金請求書の写し（補助対象経費の内訳明細のあるもの） ・工事代金領収書の写し ・工事実施後の写真 ・本市における住民票の謄本の写し
請求時	・補助金請求書（様式第１６号）

（４）提出方法

持参又は郵送で提出してください。

（５）提出先

美馬市役所　市民環境部　ふるさと振興課
【　所在地　】〒777-8577
美馬市穴吹町穴吹字九反地５番地
【問い合わせ先】電　話：0883-52-8009
ＦＡＸ：0883-55-0680
E-mail：furusato@mima.i-tokushima.jp